

地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領

制定 平成28年4月1日 27食産第5698号
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長 通 知
改正 平成30年3月30日 30食産第5195号
改正 平成30年8月15日 30食産第2150号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の2の（1）の地理的表示保護制度活用総合推進事業は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の8の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第3の事業（3の（2）の事業を除く。）

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、地理的表示登録生産者団体及び法人格を有さない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

（2）第3の3の（2）の事業

地理的表示（以下「G I」という。）保護制度へ登録された生産者団体及び同制度へ登録申請を行いつつ公示されている団体

- 2 特認団体は、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）事業年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

- 4 実施要綱第3のなお書きの食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等は、1から3に準ずる者とする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱別表1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

- 1 地理的表示保護制度推進

G I 保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品（以下「地域産品」という。）のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称をG Iとして保護する制度であるため、登録申請に当たっては、地域産品の特性と地域との結び付き等を説明した明細書（以下「明細書」という。）のほか、生産者団体等自らが、その構成員が明細書に適合した生産を行っているか否か

を確認する生産行程管理業務規程を新たに策定する必要がある。

このような新しい取組に対して、生産者団体等からの登録申請に係る疑問点や相談に的確に対応することにより本制度への登録申請を促進するほか、本制度の普及・啓発を図ることを目的として以下の取組を行う。

(1) 相談体制整備等

① 相談体制整備

G I 保護制度への登録申請に際して不可欠な明細書の作成や生産行程管理業務規程の策定に当たっての疑問点その他登録申請に際して生じる疑問点、問題点等に的確に対応するため、制度に十分な知見を持った相談担当者を次に掲げるブロックごとに配置することにより、生産者団体等からの要望に応じた個別相談等のきめ細やかな対応や、申請に係る助言を行うなど、本制度への登録申請を支援するために必要な活動を行う。

相談窓口業務及び相談対応の実施に当たっては、ブロックごとにその内容に差異がないように実施するものとし、相談状況等については、定期的に農林水産省及び当該ブロックを管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に報告するものとする。

北海道ブロック（北海道）

東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

北陸ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県）

東海ブロック（岐阜県、愛知県、三重県）

近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

中国四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

沖縄ブロック（沖縄県）

（補助対象経費）

謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、リース代（パソコン、電話、FAX等）、消耗品費、賃金等

② 説明会の開催

生産者団体や市町村職員等のG I 保護制度への理解を深め、制度利用の促進を図るため、ブロック単位等で制度の内容や申請・登録状況等に関する説明会を行う。

（補助対象経費）

謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、会場借料、賃金等

③ 研修会等の開催

全国で統一的高い相談対応を実施するため、相談対応の方針等を策定し、窓口対応者のための研修、資料の作成等を行う。研修に当たっては事業開始後初期に行い、その後必要に応じて随時実施する。

(補助対象経費)

謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金等

④ G I 申請に必要な調査等実施主体の選定等

(2) の調査等の実施主体を公募し、専門的な知識等を有する者による選定を行い、支援対象の取組に要した経費の 1 / 2 以内を補助金として交付する。

(補助対象経費)

謝金、旅費、リース代 (パソコン、電話、FAX 等)、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金等

(2) G I 申請に必要な調査等の実施

円滑な G I 保護制度への申請・登録を促進するため、G I 保護制度に係る申請や当該申請の補正に必要な調査等を実施する。

なお、調査等実施主体及び調査内容については、次の要件を全て満たすものとする。

ア G I 保護制度に係る申請を行う意思があること。

イ 当該産品の特性等に鑑み、地域との結びつきを立証する必要がある等、申請や申請後の補正のために必要な調査等を実施するものであること。

(補助対象経費)

謝金、旅費、会議費、分析費、調査費、調査機器費、報告書作成費、消耗品費等

2 知的財産・地域ブランドビジネス化支援

流通事業者や消費者等が G I 保護制度の意義を理解し、生産者や実需者にとって登録 G I 産品が実際のビジネスにおいて活用できることを認識してもらうため、G I 保護制度等についての理解を促進するための展示会等の取組を行う。

(補助対象経費)

謝金、国内外旅費、会場借料、会場設営費、運営費、広報費、調査費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、報告書作成費、賃金等

3 地理的表示海外保護・侵害対策

海外において、我が国で登録された G I に関係する商標を第三者が出願を行っている事例や、我が国で登録された G I 産品の模倣品が販売される事例が確認されており、こうした海外における我が国で登録された G I に対する侵害行為対策として、以下の取組を行う。

(1) 海外への G I 申請・登録支援

海外において、我が国で登録された G I の保護を進めるため、G I 登録生産者団体が行う海外への G I 申請・登録を支援する。

(補助対象経費)

謝金、旅費、事務費 (消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費等)、委託費、国内外代理人費用、申請費用 (認証費用、申請書作成費、申請・登録料、応答費用等)、その他海外への G I 申請・登録に必要な費用

(2) 海外での侵害対策支援

海外における我が国 G I の侵害対策を強化するため、G I 登録生産者団体等が行う侵害に関する実態調査、警告状の送付、冒認商標等の異議申立・取消請求、差止請求等の対抗措置及びその他模倣品排除のための取組を支援する。

(補助対象経費)

謝金、国内外旅費、事務費（消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費等）、委託費、国内外代理人費用、調査費、分析費、証拠保全費用、警告状作成費用、異議申立費用、事後確認費用、その他海外での侵害対策に必要な費用

（３）海外での展示会等への出展支援

海外において、我が国で登録されたＧＩの認知度を向上させるため、ＧＩの相互保護に向けて協力関係にある国における展示会等への出展を支援する。

（補助対象経費）

謝金、国内外旅費、事務費（消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費等）、委託費、展示会参加費（ブース料、機械借料等）、輸送費、廃棄費用、その他海外での展示会等への出展に必要な経費

第４ 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度から平成32年度までとする。

第５ 採択基準等

実施要綱第４の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

１ 共通事項

- （１）事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- （２）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

２ 第３の１の地理的表示保護制度推進

- （１）ＧＩ保護制度や関連する知的財産に関する知見があり、地域産品に係る本制度の登録申請を支援できるような能力を備えていること。
- （２）ブロックごとに相談担当者を配置し、全国統一的に窓口を運営することが可能である能力及び体制を備えていること。
- （３）申請に必要となる調査等の実施主体の選定を行うために必要な能力及び体制を備えていること。

３ 第３の２の知的財産・地域ブランドビジネス化支援

- （１）ＧＩ保護制度や関連する知的財産に関する知見を有し、ＧＩ保護制度の利点や活用法を提案する能力を備えていること。
- （２）展示会等を開催するために必要となる人員及び情報収集・分析、企画・立案、運営・調整を行う能力を備えていること。

４ 第３の３の地理的表示海外保護・侵害対策

（１）海外へのＧＩ申請・登録支援

- ① 我が国で登録されたＧＩであって、同一内容で海外へのＧＩ申請・登録を行う予定のものであること。
- ② 海外において当該ＧＩの申請・登録を行うことが、ＧＩ相互保護の推進や我が国農産物・食品の輸出力強化につながるものであること。

（２）海外での侵害対策支援

- ① 我が国で登録された、又は申請し公示が行われたＧＩの海外での侵害対策であること。

- ② 海外において当該G Iの侵害対策を行うことが、G I相互保護の推進や我が国農産物・食品の輸出力強化につながるものであること。

(3) 海外での展示会等への出展支援

- ① 我が国で登録されたG Iを海外での展示会等に出展するものであること。
- ② G Iの相互保護に向けて国家間の取決め又は協力関係にある国における展示会等に出展するものであること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、食料産業局長に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の2の(1)の地理的表示保護制度活用総合推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他の者に委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別添1、別添2及び別添3の総括表の「事業の委託」の欄に記載し、食料産業局長の承認を得るものとする。ただし、委託の範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない（第3の3の(2)の事業を除く。）。

- (1) 委託先が決定しているときは、その名称
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業の実施

1 地理的表示申請に必要な調査等実施規程の作成

事業実施主体は、第3の1の(2)の事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について次に掲げる事項を記載した地理的表示申請に必要な調査等実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受けることとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告の手続き
- (3) 交付決定及び補助金の額の確定等の手続き
- (4) 申請の取り下げの手続き
- (5) 調査等実施計画の（変更）承認等の手続き
- (6) 補助金の支払の手続き

- (7) 交付決定の取消し等の手続き
- (8) 事業実施主体による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

2 生産者団体等の公募

事業実施主体は、第3の1の(2)の事業の実施に当たり、GIについて知見を有する者等から構成される審査委員会を設置し、GI申請に必要な調査等を実施する生産者団体等を公募するものとする。審査委員会は、応募のあった生産者団体等が、交付対象要件に合致するか、提出された調査等実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

3 事業の実施に関する事項

(1) 事業計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、実施規程に定める調査等実施計画を生産者団体等に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。事業実施主体は、提出された調査等実施計画を取りまとめ、別記様式4により食料産業局長に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、(1)の食料産業局長による調査等実施計画の承認後、生産者団体等に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、事業実施完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定に基づき支払いを行う。

(3) 事業の進捗状況管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

第8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施状況の報告

食料産業局長は、1の規定にかかわらず、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

3 指導

食料産業局長は、2の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日時点における交付要綱別記様式第5号の補助金遂行状況報告書を作成し、同年度の1月末日までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するも

のとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 その他

1 事業実施上留意すべき事項

(1) 第3の1の地理的表示保護制度推進のうち(1)の①相談体制整備

- ① 説明会の開催に当たっては、当該ブロックを管轄する地方農政局等及び管内都道府県と、それぞれ連携して行うものとする。
- ② 事業実施主体は、本事業による制度の浸透状況についても検証を行うものとする。
- ③ 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理に関する規程を設け、これに基づいて当該情報を厳重に管理するとともに、情報を収集した結果を本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

また、事業実施主体が取りまとめた相談対応の実施に必要な資料は、事業終了後（翌年度に事業を継続して実施する場合を除く。）、農林水産省を経由して翌年度の事業実施主体に引き渡すものとする。さらに、得られた情報を第三者に開示してはならないものとする。

(2) 第3の2の知的財産・地域ブランドビジネス化支援

- ① 事業実施主体は、本事業の取組に関する現場への浸透状況についても検証を行うものとする。
- ② 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理についての規程を設け、これに基づいて当該情報を厳重に管理するとともに、情報を収集した結果を本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

(3) 第3の3の地理的表示海外保護・侵害対策

事業実施主体は、本事業の実施に際して、国内外の代理人等と協力・連携する場合には、過去の実績等を勘案して信用性が確保された者を選定するものとする。

2 事業実施状況等の報告以外での成果報告等

(1) 第3の1の地理的表示保護制度推進

事業実施主体は、第8の1の報告に併せて、個人情報に十分配慮した上、相談内容の詳細及びその対応の経緯・状況、引き継ぐべき注意事項等を取りまとめ、食料産業局長に対し報告するものとする。

(2) 第3の2の知的財産・地域ブランドビジネス化支援

事業実施主体は、第8の1の報告に併せて、展示会等の開催結果等について取りまとめ、食料産業局長に報告するものとする。

(3) 第3の3の地理的表示海外保護・侵害対策

事業実施主体は、第8の1の報告に加えて、事業終了後も申請の進捗状況や登録完了日、侵害対策の結果等について、食料産業局長に報告するものとする。

3 特許権等の帰属等

(1) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等は、次の①から③までの条件を確認す

るための別記様式5により作成する確認書を事業実施主体が食料産業局長に提出することによって、事業実施主体に帰属させることができるものとする。

- ① 事業実施主体は、特許権等の出願及び取得の後、遅滞なく、当該出願又は取得の状況について、別記様式6により報告書を作成し、食料産業局長に提出すること。
 - ② 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
 - ③ 事業実施主体は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- (2) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等を譲渡する場合及び利用を許諾する場合には、食料産業局長の承諾を得るものとし、かつ、当該譲渡又は利用の許諾を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約書等において定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 知的財産保護・活用推進事業実施要領（平成27年4月9日付け26食産第4489号食料産業局長通知）は、廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の地理的表示等活用総合対策事業実施要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の地理的表示等活用総合対策事業実施要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年8月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前の地理的表示等活用総合対策事業実施要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（月～月）

7 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容

10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議、調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

別記様式2（第6・第8関係）

平成 年度地理的表示保護制度活用総合推進事業（〇〇〇〇〇〇）実施計画の（変更、中止、廃止
の承認）申請書

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成 28 年4月1日付け 27 食産第 5412 号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

※ 注1 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・地理的表示保護制度推進
- ・知的財産・地域ブランドビジネス化支援
- ・地理的表示海外保護・侵害対策

注2 関係書類として、次のものを添付すること。

- ・地理的表示保護制度推進にあつては別添1及び参考書類
- ・知的財産・地域ブランドビジネス化支援にあつては別添2及び参考書類
- ・地理的表示海外保護・侵害対策にあつては別添3及び参考書類

なお、別添1、別添2及び別添3中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中止又は廃止申請の場合は「中止（又は廃止）の理由」とし、いずれの場合もその理由を記載すること。

注3 変更承認申請の場合は、「第5の1」を「第5の2」とし、事業実施計画の承認通知があった内容等と容易に比較対照することができるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、記入を省略できる。

注4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度「〇〇〇〇〇〇」事業実施結果報告書」とし、関係書類に実績を記載すること。

なお、別添1、別添2及び別添3中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

別記様式3（第7関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度地理的表示申請に必要な調査等の実施規程の（変更）承認申請について

地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成 28 年4月1日付け 27 食産第 5698 号農林水産省食料産業局長通知）第7の1の規定に基づき、実施規程の承認を申請する。

別記様式 4（第 7 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度地理的表示申請に必要な調査等実施規程に基づく調査等実施計画の承認申請について

地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5698 号農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 3 の（1）の規定に基づき、調査等実施計画の承認を申請する。

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度地理的表示保護制度活用総合推進事業特許権等に関する確認書
(〇〇〇〇〇〇)

（事業実施主体名）は、地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5968 号農林水産省食料産業局長通知）第 10 の 3 の規定に基づき、食料産業局長に対し下記の事項を許諾することを確認しました。

記

1. 事業実施主体は、国から助成を受けて行う平成〇〇年度地理的表示保護制度活用総合推進事業の成果により特許権等を出願し、又は取得したときは、遅滞なく、実施要領の別記様式により食料産業局長にその旨を報告するものとする。
2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾するものとする。
3. 事業実施主体は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
4. 事業実施主体は、上記 2 に基づき食料産業局長に当該特許権等を利用する権利を許諾したときは、食料産業局長の円滑な権利の利用に協力するものとする。
5. 事業実施主体は、食料産業局長が上記 3 に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めたときは、遅延なく、理由書を食料産業局長に提出するものとする。

※ 注 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・ 地理的表示保護制度推進
- ・ 知的財産・地域ブランドビジネス化支援
- ・ 地理的表示海外保護・侵害対策

別記様式6（第10 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度地理的表示保護制度活用総合推進事業特許権等に関する出願・取得状況報告書
(〇〇〇〇〇〇)

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5968 号農林水産省食料産業局長通知）第 10 の 3 の規定に基づき、出願・取得状況報告書を提出します。

記

（特許権、商標権、実用新案権、意匠権等）

内 容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

（著作権）

著作物の種類	
著作物の題号	
著作者の氏名（名称）	
著作物の内容	

※ 注 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・ 地理的表示保護制度推進
- ・ 知的財産・地域ブランドビジネス化支援
- ・ 地理的表示海外保護・侵害対策

別添1

「地理的表示保護制度推進」事業実施計画書

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
相談担当者名	※各ブロック相談担当者名を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。

※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。

また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。

2 事業目的

3 事業内容

(1) 相談体制整備等

① 相談体制整備

ア：実施内容

イ：実施方法（管理・運営方法等）

ウ：年間スケジュール（現地相談訪問スケジュールを含む。）

エ：目標・波及効果

例：相談を受ける〇〇件のうち〇〇件の申請を目指す。等

オ：効果測定方法等

カ：申請者が窓口等に相談せずに申請可能となるまでの将来ビジョン

② 説明会の開催

ア：実施内容

イ：実施方法（説明会の内容等

） ウ：年間スケジュール

エ：目標・波及効果

例：説明会参加者のうち〇〇件の申請を目指す。等

オ：効果測定方法等

③ 研修会等の開催

ア：実施内容

イ：実施方法（研修内等

） ウ：年間スケジュール

エ：目標・波及効果

例：アドバイザー 1 人当たり〇〇件の申請を目指す。等

オ：効果測定方法等

④ G I 申請に必要な調査等実施主体の選定等及び（２）G I 申請に必要な調査等の実施

ア：実施内容（想定している審査委員や選定の基準等）

イ：実施方法（公募の方法等）

ウ：年間スケジュール

エ：目標・波及効果

例：調査〇〇件のうち〇〇件の申請を目指す。等

オ：効果測定方法等

4 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
農林水産物・食 品輸出促進対策 事業 2 地理的表示 等の知的財産 の保護・活用 (1) 地理的表示 保護制度活用 総合推進事業 1 地理的表示 保護制度推進 費 (1) 相談体制 整備等費 (2) G I 申請 に必要な調 査等の実施 費	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事 業の内容及び それに要する 経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。

「知的財産・地域ブランドビジネス化支援」事業実施計画書

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
総括補佐者名	※総括者を補佐し事業実施主体との調整を行う者を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。

※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。

また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。

2 事業目的

3 事業内容

ア：実施内容

イ：実施方法（開催・運営方法等）

ウ：年間スケジュール

エ：目標・波及効果（当該取組による効果）

例：リリースしたマスコミ〇〇社のうち〇〇社の掲載を目指す。

来場者数〇〇人以上を目指す。

飲食店や流通事業者への情報発信件数〇〇件を目指す。等

オ：効果測定方法等

4 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
農林水産物・食 品輸出促進対策 事業	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事 業の内容及び それに要する 経費	
2 地理的表示 等の知的財産 の保護・活用					
(1) 地理的表示 保護制度活用 総合推進事業					
2 知的財産・地 域ブランドビ ジネス化支援 費					
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。

「地理的表示海外保護・侵害対策」事業実施計画書

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
総括補佐者名	※総括者を補佐し事業実施主体との調整を行う者を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。
※本事業実施に係る協力・連携体制の概要を図で示してください。 また、協力・連携先の役割分担等が分かるように示してください。	

2 事業目的

3 事業内容

① 海外へのG I 申請・登録支援

ア：申請の内容

イ：申請を行う国名

ウ：申請登録スケジュール

エ：申請国への輸出実績及び計画（申請国を選んだ理由を含む。）

② 海外での侵害対策支援

ア：侵害の状況

イ：侵害対策の内容

ウ：侵害対策スケジュール

エ：侵害対策を行う国への輸出実績及び計画

③ 海外での展示会等への出展支援

ア：展示会等への出展・企画内容

イ：出展・企画スケジュール

ウ：展示会等開催国における輸出実績及び計画

エ：目標・波及効果

例：リリースしたマスコミ〇〇社のうち〇〇社の掲載を目指す

。来場者数〇〇人以上を目指す。等

オ：効果測定方法等

4 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分			事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体	その他		
農林水産物・食 品輸出促進対策 事業 2 地理的表示 等の知的財産 の保護・活用 (1) 地理的表示 保護制度活用 総合推進事業 3 地理的表示 海外保護・侵 害対策費 (1) 海外への G I 申請・登 録支援費 ア 相互保護 に向けて協 力関係にあ る国にG I 申請・登録 する場合 イ ア以外の 国にG I 申 請・登録す る場合 (2) 海外での 侵害対策支 援費 (3) 海外での 展示会等へ の出展支援 費	千円	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託す る事業の 内容及び それに要 する経費	
計						

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。